

「加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則」  
意見募集の結果

1 意見募集の期間

平成 25 年 3 月 1 日（金）から平成 25 年 3 月 15 日（金）まで

2 意見の提出者

1 名

3 意見の件数

3 件

4 意見の概要及び市の考え

番号	意見の概要	市の考え
1	<p>ポイ捨て条例の対象地域である旨を看板で掲示するとあるが、看板自体が美観を損なわないのか。</p> <p>看板での告知が必要となるなら、どの程度の間隔で設置が必要か。</p> <p>日本語を理解できない人への告知方法をどうするのか。</p>	<p>ポイ捨て等防止重点区域を指定したときは、その区域内に標識又は標示を設置することとしており、必ずしも看板である必要はありません。</p> <p>標識又は標示を設置する場合は、周囲の景観に配慮したものにしたいと考えております。</p> <p>設置の間隔については、重点区域の状況により、人目の付きやすさと景観保全のバランスに配慮しながら検討したいと考えております。</p> <p>外国語の表記についても、重点区域を通過する人の傾向を見ながら、最適なものを検討したいと考えております。</p>
2	<p>タバコの吸い殻の側溝への投棄はポイ捨ての対象となるのか。</p>	<p>条例ではポイ捨てを「たばこの吸い殻（中略）を回収容器及び定められた場所以外の場所にみだりに捨てること」と定義しています。</p> <p>側溝は、回収容器又は定められた場所のいずれにも該当しませんので、側溝への投棄はポイ捨てに該当します。</p>

3	<p>ペットのふんの処理施設は設置できないか。</p> <p>特に市外からの観光客を規制の対象とした場合、処置方法の説明や施設の提供も必要ではないか。</p>	<p>ペットのふんについては、飼い主の責任において適切に処理していただきたいと考えておりますので、処理施設の設置は予定しておりません。</p> <p>観光客についても、同様に考えております。</p>
---	---	---